

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第32号

鳥取県訓練手当支給規則の一部を改正する規則

鳥取県訓練手当支給規則（昭和42年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前		
<p>（基本手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の級地の区分に係る地域は、支給対象者が県内に居住する場合にあっては次の表の左欄に掲げる級地区分に応じ同表の右欄に掲げる地域とし、支給対象者が県外に居住している場合にあっては<u>労働政策室長</u>（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された雇用人材総室<u>労働政策室</u>の長をいう。）が別に定める地域とする。</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>4 略</p> <p>（技能習得手当）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 受講手当の日額は、<u>700円</u>とする。</p> <p>3～7 略</p>	略	<p>（基本手当）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の級地の区分に係る地域は、支給対象者が県内に居住する場合にあっては次の表の左欄に掲げる級地区分に応じ同表の右欄に掲げる地域とし、支給対象者が県外に居住している場合にあっては<u>労働政策チーム長</u>（鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）第6条第1項の規定により知事の権限に属する事務の委任を受けた鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第6条の規定により設置された雇用人材総室<u>労働政策チーム</u>の長をいう。）が別に定める地域とする。</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p>4 略</p> <p>（技能習得手当）</p> <p>第6条 略</p> <p>2 受講手当の日額は、<u>500円</u>とする。</p> <p>3～7 略</p>	略
略			
略			

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。